

令和4年2月14日

在宅勤務体制延長のお知らせ

この度、新潟県へのまん延防止等重点措置の適用期間の延長を受け、弊社において在宅勤務体制を延長することとしました。実施内容は、在宅勤務の終了日以外は現在行っている内容と同様です。

【実施内容】

- (1) 在宅勤務の開始日は令和4年1月24日とします。終了日は、政府においてまん延防止等重点措置の適用が終了する令和4年3月6日を予定しています。

新潟県へのまん延防止等重点措置の適用終了日が変更になった場合は、適用終了日と同じ日まで在宅勤務とします。

- (2) 在宅勤務は、役員等を除いた社員を対象として交代で在宅勤務を行うことで、出勤者数の低減を図ります。

出社する社員は、マイカー通勤を基本とし、社内では3密を避けた社内環境を確保した勤務体制とします。

電話受付は従来通りですが、在宅勤務を行っている弊社社員にお電話をいただいた場合は、折り返しご連絡させていただきます。

支障の無い範囲でメールでのご用命をいただきたく、お願い申し上げます。

ご発注者等の皆様方にはご迷惑・ご不便をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。